

独立行政法人労働政策研究・研修機構中期目標 [目標設定関係抜粋]

第1 中期目標の期間

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第29条第2項第1号の中期目標の期間は、平成15年10月から平成19年3月までの3年6箇月とする。

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 労働政策についての総合的な調査研究

現在、我が国が直面する別紙に掲げる中長期的な労働政策の課題に係る調査研究テーマのほか、行政及び国民各層のニーズを踏まえたテーマについて、政策の企画立案等に資する質の高い成果を出していると認められること。

特に次の具体的な目標の達成を図ること。

(1) 政策の企画立案等に資するために、中期目標期間中において一定の外部評価を受けた研究成果の発表を120件以上とすること。

(13年度及び14年度の平均 年26件)

(2) 調査研究事業について、有識者を対象としたアンケート調査により、3分の2以上の者から「有益である」との評価を得ること。

2 労働事情・労働政策に関する情報の収集・整理

労働に関する政策研究や政策議論に資するよう、内外の労働事情、各種の統計データ等を機動的に収集・整理すること。

3 研究者・有識者の海外からの招へい・海外派遣

各国で共通する労働分野の課題について、各国の研究者、研究機関とネットワークを形成し、相互の研究成果の交換、活用を図ることによって、労働問題の情報を共有し、政策の企画立案等に貢献すること。

4 調査研究結果等の成果の普及・政策提言

調査研究等の成果を迅速に関係者に情報発信することにより、その普及を図るとともに、調査研究等の成果を積極的かつ効果的に活用し、定期的に政策論議の場を提供すること。

特に次の具体的な目標の達成を図ること。

(1) 調査研究等の成果について、ニュースレターを月1回以上、メールマガジンを週